足利市工場立地法準則条例

（趣旨）

第１条　この条例は、工場立地法（昭和３４年法律第２４号。以下「法」という。）第４条の２第２項の規定に基づき、法第４条第１項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則及びこれを適用する区域を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例で使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（対象区域並びに緑地及び環境施設の面積率）

第３条　法第４条の２第２項に規定する区域の範囲並びに区域の区分ごとの緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の区分	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
第１種区域	都市計画法（昭和４３年法律第 100 号）第８条第１項第１号の準工業地域及び工業地域	100 分の１０以上	100 分の１５以上
第２種区域	都市計画法第８条第１項第１号の工業専用地域	100 分の５以上	100 分の１０以上
第３種区域	荒金工業団地、久保田工業団地、羽刈工業団地、樺崎工業団地、毛野東部工業団地、あがた工業団地及び西久保田工業団地	100 分の１０以上	100 分の１５以上

（緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法）

第４条　工場立地法施行規則（昭和４９年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第１号。以下「規則」という。）第４条に規定する緑地以外の環

境施設以外の施設又は同条第１号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第３条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の 100 分の５０の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

（敷地が２以上の区域にわたる場合の適用）

第５条　特定工場の敷地が第３条に規定する区域又はこれら以外の区域のうち２以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該特定工場の敷地に占めるそれぞれの区域の割合(以下「敷地割合」という。)につき、第１種区域（同条に規定する第１種区域をいう。以下同じ。）の敷地割合が最も高いときは第１種区域に係る規定、第２種区域（同条に規定する第２種区域をいう。以下同じ。）の敷地割合が最も高いときは第２種区域に係る規定、第３種区域（同条に規定する第３種区域をいう。以下同じ。）の敷地割合が最も高いときは第３種区域に係る規定を適用し、これら以外の区域の敷地割合が最も高いときは、当該敷地についてこの条例の規定は、適用しない。

（本市に隣接する地方公共団体の長との協議）

第６条　特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附　則

１　この条例は、平成２４年７月１日から施行する。

２　昭和４９年６月２８日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（以下これらを「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第３条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、附則別表に定める算式により行うものとする。

附則別表

１ 既存工場等が工場立地に関する準則（平成１０年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第１号。以下「法準則」という。）別表第１の上欄に掲げる１の業種に属する場合

既存工場等が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
第１種区域	$G \geqq (P/\gamma)(0.1-(G_0/S))$ ただし、$(P/\gamma)(0.1-(G_0/S))>0.1S-G_1>0$ のときは $G \geqq 0.1S$	$E \geqq (P/\gamma)(0.15-(E_0/S))$ ただし、$(P/\gamma)(0.15-(E_0/S))>0.15S-E_1>0$ のときは $E \geqq 0.15S-E_1$

	$-G_1$ とし、$0.1S-G_1 \leqq 0$ のときは $G \geqq 0$ とする。	とし、$0.15S-E_1 \leqq 0$ のときは $E \geqq 0$ とする。
第２種区域	$G \geqq (P/\gamma)(0.05-(G_0/S))$ ただし、$(P/\gamma)(0.05-(G_0/S)) > 0.05S-G_1 > 0$ のときは $G \geqq 0.05S-G_1$ とし、$0.05S-G_1 \leqq 0$ のときは $G \geqq 0$ とする。	$E \geqq (P/\gamma)(0.1-(E_0/S))$ ただし、$(P/\gamma)(0.1-(E_0/S)) > 0.1S-E_1 > 0$ のときは $E \geqq 0.1S-E_1$ とし、$0.1S-E_1 \leqq 0$ のときは $E \geqq 0$ とする。
第３種区域	$G \geqq (P/\gamma)(0.1-(G_0/S))$ ただし、$(P/\gamma)(0.1-(G_0/S)) > 0.1S-G_1 > 0$ のときは $G \geqq 0.1S-G_1$ とし、$0.1S-G_1 \leqq 0$ のときは $G \geqq 0$ とする。	$E \geqq (P/\gamma)(0.15-(E_0/S))$ ただし、$(P/\gamma)(0.15-(E_0/S)) > 0.15S-E_1 > 0$ のときは $E \geqq 0.15S-E_1$ とし、$0.15S-E_1 \leqq 0$ のときは $E \geqq 0$ とする。

２　既存工場等が法準則別表第１の上欄に掲げる２以上の業種に属する場合

既存工場等が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
第１種区域	$G \geqq \sum_{j=1}^{n}(P_j/\gamma_j)(0.1-(G_0/S))$ ただし、$\sum_{j=1}^{n}(P_j/\gamma_j)(0.1-(G_0/S)) > 0.1S-G_1 > 0$ のときは $G \geqq 0.1S-G_1$ とし、$0.1S-G_1 \leqq 0$ のときは $G \geqq 0$ とする。	$E \geqq \sum_{j=1}^{n}(P_j/\gamma_j)(0.15-(E_0/S))$ ただし、$\sum_{j=1}^{n}(P_j/\gamma_j)(0.15-(E_0/S)) > 0.15S-E_1 > 0$ のときは $E \geqq 0.15S-E_1$ とし、$0.15S-E_1 \leqq 0$ のときは $E \geqq 0$ とする。
第２種区域	$G \geqq \sum_{j=1}^{n}(P_j/\gamma_j)(0.05-(G_0/S))$ ただし、$\sum_{j=1}^{n}(P_j/\gamma_j)(0.05-(G_0/S)) > 0.05S-G_1 > 0$ のときは $G \geqq 0.05S-G_1$ とし、$0.05S-G_1 \leqq 0$ のときは $G \geqq 0$ とする。	$E \geqq \sum_{j=1}^{n}(P_j/\gamma_j)(0.1-(E_0/S))$ ただし、$\sum_{j=1}^{n}(P_j/\gamma_j)(0.1-(E_0/S)) > 0.1S-E_1 > 0$ のときは $E \geqq 0.1S-E_1$ とし、$0.1S-E_1 \leqq 0$ のときは $E \geqq 0$ とする。
第３種区域	$G \geqq \sum_{j=1}^{n}(P_j/\gamma_j)(0.1-(G_0/S))$ ただし、$\sum_{j=1}^{n}(P_j$	$E \geqq \sum_{j=1}^{n}(P_j/\gamma_j)(0.15-(E_0/S))$ ただし、$\sum_{j=1}^{n}(P_j/\gamma_j)$

	／γ_j)(0.1－（G_0／S））＞0.1S－G_1＞０のときは G≧0.1S－G_1 とし、0.1S－G_1≦０のときは G≧０とする。	（0.15－（E_0／S））＞0.15S－E_1＞０のときは E≧0.15S－E_1 とし、0.15S－E_1≦０のときは E≧０とする。

３　前２項の表の算式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G　当該変更に伴い設置する緑地の面積

P　当該変更に係る生産施設の面積

γ　当該既存工場等が属する法準則別表第１の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G_0　当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届出がなされた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和４９年６月２９日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S　当該既存工場等の敷地面積

G_1　当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E　当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E_0　当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届出がなされた環境施設の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和４９年６月２９日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E_1　当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計

n　当該既存工場等が属する業種の個数

P_j　当該変更に係るｊ業種に属する生産施設の面積

γ_j　ｊ業種についての法準則別表第１の下欄に掲げる割合